

# 受水槽及び受水槽以下の設備基準

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 この基準は、給水装置の設計施工に関する基準第23条の規定に基づき、建築物における受水槽以下の構造、材質及び設計施工の基準並びにその他必要な事項を定めるものとする。

## 第2章 受水槽の位置及び構造

### (位置)

第2条 受水槽及び高置水槽の設置位置は、次の各号に定める条件による。

1. 外部から受水槽及び高置水槽の天井・底・周壁の保守点検が、容易に行うことができるように設置すること。
2. 受水槽及び高置水槽は、明るく換気がよく管理しやすい場所に設置し、し尿浄化槽、下水枘等に近接しない場所とすること。
3. 低位置に受水槽を設置する場合は、雨水及び汚水の流入を防止するような構造とすること。
4. 崩壊の恐れのある法肩、法先近くに設置しないこと。
5. 受水槽は、地上式とすること。

### (有効容量)

第3条 受水槽及び高置水槽の容量は、種別・用途・場所・使用水量・使用時間を十分考慮し、著しく過大なものとならないよう決定すること。

### (材質)

第4条 受水槽及び高置水槽の材質は、鉄筋コンクリート製、ステンレス鋼板製、または、合成樹脂製の3種類とし、水質の保全、漏水及び汚染しない構造のものであり、材質並びに防水防錆塗料は水質に影響を与えないもので、かつ風圧・地震等に対して十分安全なものであること。

### (構造)

第5条 受水槽及び高置水槽の構造は、次の各号に定めるところによる。

1. 受水槽及び高置水槽の天井・底・周壁は、建築物の他の部分と兼用しないこと。
2. 受水槽及び高置水槽は、内部の修理及び保守点検の容易な箇所にマンホールを設けること。またマンホールは、汚水・雨水が流入しない密閉式の蓋を使用し、必ず施錠しなければならない。
3. 受水槽及び高置水槽内の水は、滞留しないよう水槽底部は水勾配をとり、最底部にピットを設置し、水抜き管を取り付ける。また点検できる箇所にバルブを設置し、排

水は、間接排水とすること。

4. 越流管は必ず設置し、ほこりその他衛生上有害な物が入らない構造として、その出口には必ず防虫網を設けること。また越流管の口径は給水管呼び径の 1.5 倍以上であること。
5. ほこり、その他衛生上有害な物が入らない構造の通気装置を設置すること。ただし、有効容量が 2 トン未満の水槽は、この限りではない。
6. 満水面と越流管の下部との間隔は、50mm 以上とすること。
7. 受水槽及び高置水槽の上部には、原則としてボイラー、ポンプ、機械類、給油管、排水管等を設置しないこと。
8. 受水槽及び高置水槽の内外にトラップを設置すること。

### 第 3 章 付属設備

(ボールタップ)

**第 6 条** ボールタップは、点検修理を容易に行うためマンホールの近くに設置すること。

2. 口径 25mm 以上は、定水位弁を使用すること。

(揚水ポンプ)

**第 7 条** 揚水ポンプは、計画水量より適切な能力のものを設置すること。

2. やむをえずポンプをスラブ上に設置する場合は、適切な油漏れ防止並びに振動防止を施さなければならない。
3. 圧力タンクを設置する場合は、別途協議を行う。

(警報装置)

**第 8 条** 高水位による越流、低水位による断水を防止するために警報装置を設置し、管理室等に表示（ベル及びランプ）できる構造であること。

(波立ち防止)

**第 9 条** 流入口の波立ちを防止するために、適当な波立ち防止を設置すること。

(逆流防止)

**第 10 条** 水槽への給水は、逆流を防止するため落とし込み方式とし、吐水口と越流管との間隔は、管径以上とする。ただし管径 50mm 以下の場合は、50mm とする。

### 第 4 章 受水槽以下の給水装置

(配管及び施工)

**第 11 条** 工事は、市長の指定する者が施工すること。

2. 配管及び施工については、建築基準法第 36 条に係わる資料（給排水設備基準、同解説及び建築設備工事設計要領）並びに本設計施工に関する基準によること。

## 第5章 遠隔メーター及び集中検針盤の設置

### (遠隔メーターの設置)

第12条 遠隔メーターの設置は、次の各号に定めるところによる。

1. メーターは延岡市が認定する検定メーターとし、各戸及び共同散水栓に設置すること。
2. メーターは、清潔で汚水又は外傷、衝撃による破損のおそれがなく、かつ検針・取替えに容易で支障のない場所に設置し、パイプシャフトを利用する場合は、他の配管と近接しないこと。
3. メーターは給水栓より低く、メーター内に空気が溜まらないよう配管の低位置に水平に据え付け、メーターの上流側に盗水防止型丸ハンドル式直結止水栓を設けること。
4. メーター設置に必要なスペースを50mm×幅30mm×高40mm程度として、メーターの保護のため、扉等の施設を設けること。

### (集中検針盤の設置)

第13条 集中検針盤の設置は、次の各号に定めるところによる。

1. 遠隔メーターを設置する場合は、延岡市が認定する集中検針盤を設置すること。
2. 集中検針盤は、呼出装置付及び自動呼出装置付の2種類とし、屋内型露出盤を使用すること。
3. 集中検針盤は、検針・取替えに容易な1階屋内部分の適当な位置に設置すること。また検針盤の開閉に支障のないスペースを十分に確保し、維持管理上支障のないようにすること。
4. 集中検針盤の取付け高さは、床面から検針盤ボックス上端までを原則として1700mmとすること。
5. 伝送線は、3芯または多芯ケーブルを使用すること。
6. 遠隔メーターと集中検針盤との接続には、端子箱及び接続箱を使用すること。
7. 配線工事については、「遠隔指示式水道メーター集中検針装置工事説明書」によること。

## 第6章 竣工検査

### (竣工検査の実施)

第14条 設計図書にもとづき次の各号について検査を行う。

1. 水槽の構造、材質並びに容量。
2. その他、検査基準によるもの。

## 第7章 雑則

### (施設の管理)

第15条 受水槽及び受水槽以下の維持管理は、施設所有者もしくは管理責任者が行うものとする。